

危険物新聞

第160号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
 発行人 田宮興策
 大阪市西区西長堀北通1丁目
 四つ橋ビル8階
 TEL (531) 9717, 5910
 定価 1部20円

昭和42年度第1回大阪府主任者試験

5月14日(日)実施

実施種目・乙種全類、合格発表5月22日

目次

大阪府主任者試験	1
安全衛生規則解説	2
府県危険物事務会議	5
事故	6
質疑応答	7
たより	8

大阪府では昭和42年第1回危険物取扱主任者試験を5月14日(日)関大天六校舎で実施する。

今回の試験種目は乙種第1類、第2類、第3類、第4類、第5類、第6類で甲種は行われない。

合格発表は5月22日で、合格者本人宛郵送通知されるとともに、府庁及び各消防署で公示される。

試験日時 5月14日(日)

午前の部 9時30分から

午後の部 1時から

◆午前、午後は願書受付時に指定され、もし定員超過になったときは、同日で、前記以外の時間を指定されることがある。

◆第4類以外の類の試験は午前の部である。

願書の受付

4類以外、一括申請 5月8日

一般 5月9日、10日

毎日午前9時30分～午後4時

場所 大阪府庁府民相談室

願書は各類ごとに1通

◆2種類以上受験者は1種類ごとに願書を1通(例えば2類、4類、6類受験者は3通)とし同時に提出すること。写真は類の最も若い願書に3枚添付し、他の類の願書には添付しなくてもよい。(例えば、2類、4類受験者は2類の願書に写真3枚を添付し、4類願書には要らない。)

証紙は各類受験願書ごとに¥500のものを貼付する。

科目免除 既に危険物取扱主任者免状又は火薬類取扱者免状の交付をうけている者は試験科目の一部を免除される。

危険物の場合は、法令、基礎物理、化学が免除され、各論のみを受験すればよい。(例えば4類の免状をもっている者が6類を受験する場合、各論の6類を受験すればよい)

科目免除をうけようとするときは、願書所定欄に記入するとともに、願書提出時、免状を持参すること。試験当日申出ても免除されないので注意すること。

消防ポンプから家庭用消火器まで! 消防機器の総合メーカー



梯子消防車
消防ポンプ車
保険付消火器
フレーン車



森田ポンプ株式会社
本社 大阪市生野区腹見町2の33
TEL (751) 1351
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡

解説

改正労働安全衛生規則

危険物取扱主任者の選任

危険物設備の防火、消火設備基準など

爆発・火災の予防については消防法、高圧ガス取締法、火薬類取締法があつて規制されているが、爆発・火災による労働者災害を防止する目的で、労基法に基く、労働安全衛生規則でも、前記法令指定物品の一部のものの取扱い設備、構造が規制されている。

とくに、同規則に定める爆発性、酸化性、引火性の物又は、可燃性のガス（同規則でも危険物という）は、消防法で定める危険物と殆んど重複するので、丁度その労働安全衛生規則が改正された時期でもあり、その要点を解説したい。

労働安全衛生規則改正の経緯

労働災害を防止するために、労働危険物が定められたのは昭和22年10月で、以降労働基準監督署が、この規則の執行についてその掌にあたっている。

ところが最近の化学産業の進歩は著しく、これに呼応するかのように化学災害が急激に増加、更に新しい形態の爆発・火災の発生をみるにいたり、これらによる労働災害を防止するため新たな対策樹立が要請され、監督指導の強化と相まって、現行法令の再検討が必要となった。

このような経緯に基き、労働省では、昭和40年2月22日中央労働基準審議会に対し、労働安全衛生規則中改正を要する事項について諮問を行った。

諮問をうけた同審議会では、専門部会である災防部会で検討させることとし、同部会で審議した結果、内容が極めて専門的、技術的であるので、化学専門家からなる化学専門家会議を臨時に設け、検討を依頼した。

委嘱をうけた化学専門家会議委員は次の16氏である。

石川政吉	宇都宮大学工学部長
井上勇	早稲田大学理工学部教授
内田俊一	東京工業大学名誉教授
北川徹三	横浜国立大学工学部教授(消防審議会委員)
小林貞之助	学習院大学理学部教授
桜井高景	明治大学工学部教授
末沢慶忠	東京工業大学理工学部教授
須藤秀治	中央大学理工学部教授
高梨満	中央労働災害防止協会安全管理室長

難波桂芳 東京大学工学部教授

矢木栄 東京大学名誉教授

上田喜一 東京歯科大学教授

大木保男 東京工業大学教授

佐藤鑑 横浜国立大学工学部教授

林 喜男 慶應義塾大学工学部助教授

山賀翠郎 横浜市立大学医学部教授

化学専門家会議は、40年4月から9月にかけて6回の会合を開き、慎重に検討した結果「爆発、火災及び工業中毒等の防止に関する対策について」と題する答申を行なった。

この答申は、爆発・火災及び工業中毒等の防止に関する一般的対策として、設備の適正化、保守管理の徹底等について指摘し、これらの対策を懸念に推進するうえで、必要な限度で法的規制を確保すべきであるとし、別途に「爆発火災及び工業中毒等の防止に関する規制の大綱」について言及しており、この大綱が規則改正の基本となつたようである。

答申をうけた中央労働基準審議会は、この答申のとりあつかいかたについて産業界の意向を確かめたところ、経営者側において検討時間を希望したので約9ヶ月後、経営者側の大勢も答申内容で異存がないとの意向を示したので、昭和41年6月、新たに専門技術者、現場実務家を含めた安全小委員会をもうけ内容を検討した。

41年10月中央労働基準審議会は「改正案要綱」を労働大臣に答申した。

さらに労基法第113条の規定により、同年10月、東京、大阪において公聴会を開催した。公聴会における意見は各公述人とも、今回の改正は全体として時宜に適したものであり基本的に賛成である、しかし個々の事項について若干の意見が表明された。

大阪での公聴会公述人は▷労働者代表・久保田禎穂（日本労働組合総評議会大阪地方評議会）・菱中正美（広榮化学労働組合）▷使用者代表・日野万亀男（大阪ガス安全管理室長）・小新忠興（マルキプロパン協組理事長）▷公益代表・若園吉一（京都大学工学部助教授）・吉川彰一（大阪大学工業部教授）の6氏であった。

労働者では、これら公聴会での意見も盛りこみ、41年12月28日改正法公布、42年4月1日から施行されることになった。

労働安全衛生規則改正条文と解説

第10条 使用者は、危害防止の事項を担当させるため、左の各号に従い、それぞれ当該係員を選任しなければならない。

1～3 略

4 別表の中欄に掲げる爆発性の物、発火性の物、酸化性の物、引火性の物又は可燃性のガス（以下「危険物」という）をそれぞれ同表の下欄に掲げる数量以上（個々の危険物の数量がそれぞれ同欄に掲げる数量に満たない場合で、これらの危険物の数量をそれぞれ同欄に掲げる数量で除した商の和が1以上であるときを含む）製造し又は取り扱う事業の危険物取扱主任者以下略

解説 本条でいう危険物取扱主任者は消防法で定める危険物取扱主任者と同語であるが内容的には異り、資格は要らない。

すなわち、安全衛生規則で規定するところにより、危害防止の事項を担当する係員（ただし別に定める年少者女子を除く）であれば、誰れでも危険物取扱主任者になることができる。

選任の方法は文書でも、口頭でもよい。又選任したことを見出る義務はない。故に危険物製造所等で消防法に基く危険物取扱主任者を選任しているところでは、安全衛生規則による危険物取扱主任者を兼ねても差支えなく、又、危険物取扱主任者の選任により、危険物取扱主任者も選任されているとみて差支えないだろうと解釈される。「危険物を取り扱う」とは、消費、貯蔵、運搬等をいうものとされているので、運搬時も危険物取扱主任者を定める必要がある。（消防法では移動タンクを除き運搬時危険物取扱主任者を選任する義務はない。）

別表危険物中、品名、指定数量は消防法別表と非常に類似しているが、主な相異点をあげると。

引火点測定法がJIS規格を基準にしているが、消防法ではアーベルベンスキーやベンスキーマルテンス測定器に限定している。引火点-30°C以下のガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン等は基準数量が50リットル。引火点65°C以上のものは危険物に指定されていない。水素、アセチレンのように15°C、1気圧で気体の可燃性の物も危険物としてとりあつかわれている。

第44条の2 使用者は、法第49条第2項の規定により、次の各号の一に該当する者でなければ、別表の中欄に掲げる可燃性ガス及び酸素を用いて行なう金属の熔接溶断、又は加熱の業務につかせてはならない。

1 都道府県労働基準局長が行ない又は指定するガス

熔接技能講習を修了した者

2 熔接士

解説 従来アセチレン熔接の場合、熔接士有資格者から熔接主任者を選任し、熔接主任者は作業中熔接労働者の危害予防に注意する義務があったが、作業本人の無知、不注意から爆発・火災を生ずる危険性が高いので熔解アセチレン液化プロパン等と酸素を用いてする熔接作業において、作業する本人（いわゆる吹管をもつ者）に十分な知識、技能を要求することとし、講習終了者か、熔接士以外は作業をすることができなくなった。

この制度のみ、43年4月1日から実施され、講習については所轄監督署に問合せられたい。

第95条の2 使用者は、火薬類、危険物その他爆発性若しくは発火性の物の製造若しくは取扱いをする作業場又は常時50人以上の労働者が就業する屋内作業場には、非常の場合に關係労働者にこれをすみやかに知らせるための警報用の設備又は器具を備えなければならない。

解説 警報用の設備又は器具とは、自動警報装置、非常ベル、拡声装置、モーターサイレン、ハンドサイレン、警鐘、振鈴等をいう。

第135条の2 使用者は、化学設備（危険物を製造し又は取り扱う設備（配管を除く）のうち、移動式のもの（地盤面に対して移動することのできるものをいう）以外のものをいい、乾燥設備及びアセチレン熔接製造を除く。以下同じ。）を内部に設ける建築物については当該建築物の壁、柱、床、はり、屋根、階級等（当該化学設備に近接する部分に限る）を不燃性の材料で造らなければならない。ただし、火薬類を製造し、又は取り扱う化学設備を内部に設ける建築物についてはこの限りでない。

解説 化学設備とは、危険物（数量に関係なく）の製造、取り扱いをするために定置された設備、たとえば、蒸留器、抽出缶、計量タンク、貯蔵タンク等の容器本体をいい、タンク自動車、ポンベ、ドラム缶は含まれない。

近接する部分とは、化学設備の周囲の部分で、化学設備で使用される危険物の附着、化学設備の輻射熱による加熱等により燃熱しやすい状態になるおそれがある部分（燃焼しやすい状態か否の判断は、所轄労基局担当官に相談の上決定）をいう。

消防法危険物製造所等では問題はないが、小量危険物取扱場では不燃性材で被覆してもよいので、この点両法で相異するから注意が必要である。

第137条 使用者は、化学設備又は化学設備の配管のうち、危険物が接触する部分については、当該部分の著しい腐食による爆発又は火災を防止するため、当該危険物の種類、温度、濃度等に応じ、腐食しにくい材料で造り、内張りを施す等の措置を講じなければならない。

第137条の2 使用者は、化学設備又は化学設備の配管のふた板、フランジ、バルブ、コック等の接合部については、当該接合部から危険物が漏えいすることによる爆発又は火災を防止するため、パッキングを使用し、接合面を相互に密接させる等の措置を講じなければならない。

第137条の3 使用者は、化学設備又は化学設備の配管のバルブ又はコックのうち手動式のものについては、当該バルブ又はコックの誤操作による爆発又は火災を防止するため、その周囲の方向を指示しなければならない。

第137条の4 使用者は、化学設備又は化学設備の配管のバルブ又はコックのうち緊急の用に供するものについては、常に円滑に行動できる状態に保持しなければならない。

第137条の5 使用者は、化学設備に原料又は材料を送給する労働者が当該送給を誤ることによる爆発又は火災を防止するため、当該労働者が見やすい位置に当該原料又は材料の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を標示しなければならない。

解説 第137条の「濃度等」には圧力・流速も含まれる。第137条の5の「原料」「材料」とは、製造原料としての危険物は勿論のこと、水、ガス等をいい、反応の促進、加熱、冷却等のために用いられる触媒、空気、水蒸気等もふくまれる又、標示の方法は、関係労働者に十分認知させてあれば、略称、記号、色別でもよい。

【その他関係事項について解説】

その他関係では次のとおり。

①危険物を取扱う作業場等について、爆発・火災の性状に応じて有効な消火設備を備えなければならない。

②化学設備、危険物タンクローリ等について、静電気のスパークによる爆発、火災を防止することができる構造としなければならない。

③化学設備の運転操作については、バルブ操作、計器類の監視等の誤りによる爆発・火災を防止するため、具体的な作業要領を定め、これにより作業を行なわせなければならない。

④危険物を取り扱う作業場等について、火気その他点火源となるおそれがあるものの使用を禁止。

⑤化学設備について、はじめて使用する場合、1ヶ月以上使用を休止した場合、転用する場合及び隔年1回以上定期に、それぞれ所定の事項の検査を行なわなければならない。

- 別表備考**
- 引火点の数値は「タグ密閉式」、「ベンスキーマルテンス式」又は「クリープランド開放式」の引火点測定器により、1気圧のもとで測定した値とする。
 - 可燃性のガスの数量は、セ氏15度、1気圧のもとにおける値とする。

別 表

種 別	名 称	第10条第1項 第4号の数量	種 別	名 称	第10条第1項 第4号の数量
爆発性 の 物	ニトログリコール、ニトログリセリン、ニトロセルローズその他の爆発性の硝酸エステル類	10kg	酸化性 の 物	過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウムその他の過塩素酸塩類	50kg
	トリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ピクリン酸その他の爆発性のニトロ化合物	50kg		過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウムその他の無機過酸化物	50kg
	過酢酸、メチルエチルケトン過酸化物、過酸化ベンゾイルその他の有機過酸化物	50kg		硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムその他の硝酸塩類	1,000kg
発火性 の 物	金属「リチウム」	5kg	引火性 の 物	エーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン二硫化炭素その他の引火点がセ氏零下30度未満の物	50ℓ
	金属「カリウム」	5kg		ノルマルヘキサン、酸化エチレン、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトンその他の引火点がセ氏零下30度以上セ氏零度未満の物	100ℓ
	金属「ナトリウム」	5kg		メチルアルコール、エチルアルコール、キシレン酢酸アミルその他の引火点がセ氏零度以上セ氏30度未満の物	200ℓ
	黄 り ん	20kg		灯油、軽油、テレビン油、イソアミルアルコール酢酸その他の引火点がセ氏30度以上、セ氏65度未満の物	500ℓ
	硫化りん	50kg			
	赤 り ん	50kg			
	セロトイド類	150kg			
	炭化カルシウム(カーバイド)	300kg			
	りん化石灰	300kg			
	マグネシウム粉	500kg			
酸 化 性 の 物	アルミニウム粉	500kg	可燃性 の ガス	水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他のセ氏15度1気圧において気体である可燃性の物	50m³
	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	1,000kg			
	塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、塩素酸アンモニウムその他の塩素酸塩類	50kg			

現行法に対する問題点 大阪業界とも同じ意見 府県危険物事務担当者会議

消防庁予防課では3月15日16日の両日にわたり都道府県危険物規制事務担当者会議を開いた。

法改正への動きがある現況下、都道府県担当者よりも活発な意見、すなわち現行法の問題点、改正要望等が提案された。

その要望事項の主なものは次のとおりであるが、この内容をみると、さきに大阪で会議したときの業界の声と類似点が多く、いいかえると、現行法の改正要望事項は、業界例と行政担当者側と殆んど同じような意見がでているということである。

この点、國の方でもその意をくんで早急に検討願いたいものである。

消防法全般

別表の品名整理と指定数量の改正 危険物の分類、品名指定、指定数量は全般的に整備改正すべきである。

危険物の判定基準の明確化 現行法では危険物の判定基準が不明確で判定に差異を生じ、行政上好ましくない結果を生ずるので、基準を定められたい。

関係政令、規則の整備 運用通達が沢山だされているがこれを整理統合し、内容的には殆んど政令、規則で規定すべきものと考えられるので、政令、規則を改正し、運用通達をできるだけ整理ねがいたい。

水張、水圧検査の合理化 現状では各種タンク類の製作は都市に集中され、設置地が辺境の場合は水利が悪く検査不能、或はタンク内加工の為、遠隔地での検査等が多く、又出張検査では旅費その他時間ロス等を考慮して、製作地消防機関への委託検査等、検査機関、検査方法の合理化をはかられたい。

危険物取扱主任者制度

丙種免状の制定 現行制度は甲・乙種の区分で、第4類でも石油コンビナート、石油化学工場等と給油所では、その内容的にも非常に差があるので、給油取扱所専用の丙種免状制度をもうけて行政指導の完全を期したい。

乙種異種免状の合本 現行では2種以上の乙種免状は各分冊になっているが、これは事務的にも繁雑で、又保管上も不便があるので一冊とすべきである。尚できれば甲と乙種免状は様式を区分してもらいたい。

作業時の免状携帯義務 免状携帯義務がないので立入検査時免状の有無調査が困難である。とくに移動タンクの場合は確認ができず、立入検査の効果をあげることができない。作業時は免状を携帯させるべきである。

免状の更新 主任者免状は法違反による返納を除き、永久的なもので、精神、肉体的な廢疾変化をきたしても、又死亡、行方不明になっても返納の義務がない。近年は科学の発達によって危険物関係産業も変化をきたすので、関係法も改正される。従ってそれら関係法令の把握、或いは危険物取り扱い変革に伴う主任者の知識も当然要求されるので、主任者免状所有者を把握することも兼ねて2~3年の更新講習を義務付け、主任者の向上に努めるべきである。

免状交付期間の制定 免状は試験に合格した者の申請によって交付するようになっているが、その有効期間がきめてないので、合格後3~4年経過して交付申請をするものがあり、事務処理上円滑を欠くので1年位の有効期間を定めるべきである。

製造所等の構造設備

一般取扱所の区分 一般取扱所は製造所の構造基準を準用するようになっているが、例えばボイラー室、油圧製造等の簡易な一般取扱所を製造所と同一視することは不合理である。故に一般取扱所を区分し、簡易なものについては別条をもうけて規制することが社会情勢に適応するものと考えられる。

製造所の附属タンク 政令第9条20号にいう“危険物を取り扱うタンク”的見解基準が不明確なため行政上統一を欠くうらみがある。タンクの明細基準をしめしてもらいたい。

公道から保安距離 現行基準では保安距離規制の対象に公道がないが、危険物施設からの危害及を最小限に止める、公道からの危険の消滅防止の両面から、公道からの距離制限は必要である。

給油取扱所の業務内容の検討 社会の要望により給油取扱所は今やサービスステーションとしての業務をするようになっている。この時点においてサービス業務の実態を検討し許容内容を定められたい。

消火設備の整備 現行消火設備基準はその表現方法、基準の細目等について不明確かつ不合理な点が多い。全般的に整備することが望ましい。

大岩避雷針製作所

大阪市西区立売堀上通2ノ13
TEL 大阪(531)6237 (541)6877



製造所で過熱出火

2月21日8時半頃、Dペイント製造所でアスファルト溶解中、過熱により発火、製造所一部と仕込中の油を焼失し泡消火器6本、粉末消火器1本、四塩化炭素消火器1本を使用し消火した。

原料アスファルトは引火点205°C、発火点485°C、重油バーナーで約250~330°Cに加熱するが、当日バーナーのバルブ操作の誤りで重油の噴出量が多く、オーバーヒートしたものと思われる。



〔写真〕過熱により発火したワニス釜

無許可の硫黄6トン燃える

3月17日午後5時過ぎ北区運送会社倉庫兼作業場より出火、無許可貯蔵中の硫黄6700kgを焼いた。

木造トタン葺き倉庫(605平方メートル)で発泡スチロ

ールを切削作業中、切削用ニクロム線より出火した。

当該同倉庫には粉末硫黄、コロイド硫黄、沈降硫黄などが6700kg保管されており、これを類焼したものである。

同建物には以前より得意先の硫黄を預っていた。月間10乃至20トンのものが搬入され、2~3日経つと出荷されていた。

荷主は硫黄がよく燃えることも、又消防法定危険物であることも知っていたが、保管期間が2~3日であることから、まあまあよかろうという軽い考へで貯蔵していたらしい。

しかしもちろんこれは消防法違反で、その責は免がれないだろう。

ここでも無許可違反

3月12日午後5時過ぎ、北区防水工事業E社より出火、住宅作業場約90平方メートルを焼失した。

当日は日曜日であったが防水剤の見本をつくるべく出勤した某君が、作業が終って防水剤をシンナーで洗い、シンナーを足もとに置いたまま喫煙し引火したものである附近には粉末消火器が置かれていたが、その使用法を知らないかったので初期消火に失敗した。

尚、同所には、第4類の危険物が約14倍無許可貯蔵してあった。

重油12万トン流出英國でタンカー座礁

3月18日、英國西南方海上で、11万トンタンカーが座礁し、積載していた重油12万トンが流出した。流出重油は附近海面を覆い、海岸を汚染した。

英國ではこの被害の拡大を防止するため国をあげてその対策にあたり、飛行機による爆撃で燃焼させ、流出を防ぐとともに、汚れた油は界面活性剤で洗滌した。

界面活性剤 大阪でも先月流出したガソリンを界面活性剤で乳化海中に沈降させた事例がある。河海に流れた油は回収不能の為、いつまでも引火の危険、汚染等が残るのでこれを水中に拡散、沈降させるために界面活性剤がよく利用されるようになった。

株式会社
スタンダード石油大阪発売所



【サービスステーション・電話】

道頓堀	堀(27)5747	南堀江	(30)6325	豊中本町	(52)1677	蒲生	(33)4893	千葉	(33)4220
松島	島(30)3097	三國	(39)1290	生駒	玉(71)4622	新町	(33)3455	粉川町	
空心	町(28)3988		(39)8150	鞍替	(43)1270		(33)1765		
帝塚	山(22)6070	小阪	(21)6849	西替	町(94)2706	玉田	(33)0084	老江	(43)6890
長居	居(29)9225	豊中セントラル	(53)2595	高井		箕面			
				給油所	他53カ所				

質疑応答欄

標示板の規格について

【質問】 給油取扱所の標示板についてお尋ねします。私共の会社では近畿一円に10数ヶ所のS.Sをもち、又今後増加の計画があります。ところが、給油取扱所の標示板をいつも協会で求めていますが、その地域によりやれ横書きにしろ、やれタテ書きにしろ、許可年月日をいれろといろいろの指示があって、折角取り付けた標示板を取り替えせられることもあり、困っています。そういうことがないように数年前に政令になったときいていますが、その間の事情をおききします。

【回答】 製造所等の標識、標示は政令、規則によりその基準が定められ、都市によって異なることはない筈です。しかし標示の統一、補足という意味で指導している都市もあるようです。規則によりますと、標識、標示の種類、板の寸法、地色、字色を定めており、ヨコ書き、タテ書きは規定されていないので、何れでもよいと解釈すべきでしょう。ただし、統一する意味（タテ、ヨコの統一の必要性については疑問がある）で、タテ書き、ヨコ書きを指定する消防機関があるようです。大阪市をはじめ大阪府下殆どの市は、タテ、ヨコの指定をしていませんが、東大阪市については一部書き方を決めているようです。又、尼崎市をはじめ兵庫県下ではヨコ書きを指定しているところが多いので事前に指示を受けて下さい。次は兵庫県下の尼崎市他数市で、許可年月日、番号を確認、把握するため行政指導上記入させていくようですが、書き方は、その趣旨を理解して類別標示板の上下余白欄に記入すればよいとのことです。

ローリーの結合金具について

【質問】 タンクローリーの給油ホースには、地下タンク等の注入口と結合できる結合金具を備えるように規定されていますが、ローリーと地下タンクとのメーカーが異なるので金具の統一に困ります。

急には無理かと思いますが、國の方で規格をもうけ順次規格品に替えるようにしませんと、いつまでたっても自由差込みが行なわれ事故が絶えないのではないかと思います。

【回答】 給油取扱所の大きい事故の殆んどはローリーとタンク注入口の設備不良による漏洩が原因のようです。そこで一昨年の法改正時も結合金具規定が強化されたわけですが、お説のように現在種々の金具を使用している関係上、結合金具はもって検査には合格しているが、実際その金具が使用できない場合はむを得ず差込みでやっているケースが多いようです。

消防庁では石油連盟にその種類の統一について諮詢していましたが、連盟では業界の意向をまとめ、消防庁に答申しましたので、消防庁では近くこの答申に副って結合金具型式を統一し基準をもうけるものと思われる。

採用されるとみられる型式は、ねじ込み式、回転式、差込式など5種程度になる予定です。

大阪市危険物品協会連合会

「製造所」等掲示板（ホーロー製）	￥400
「小量危険物取扱場」等掲示板（塗装製）	￥300
法改正に伴う	
「屋外タンクポンプ設備」掲示板（ホーロー製）	￥400
運搬用標旗（木綿製）	￥70
夜間運搬用掲示「危」（発光文字）	￥550 ￥600
改訂新版危険物施設図解説各部	￥500
その他関係標示 申請用紙 図書	

大阪市危険物品協会

あらゆる消防設備・設計・施工

斎田式救助袋

三洋式誘導標識灯

自動火災報知設備

各種の
消
火
器
一
器
ブ
スケミカルホース
炭酸ガス
エアホース
消火装置株式会社
三和商会
斎田式救助袋代理店
近畿地区
代理店
〒532-0043
大阪市西区江戸堀北通二丁目八
TEL 大阪 (06) 245-6619

大 阪 市

現任主任者の再教養 35年度選任者を5、6月頃に

大阪市消防局ではかねてより危険物防火管理の向上をはかるため、危険物取扱主任者の再教養を計画していたが、業界でも危険物保安の確立を期するため保安監督者の研修要望もあり、大阪市消防局並びに大阪市危険物品協会が共催で実施することに決定した。

現在大阪市内で選任されている危険物取扱主任者は約1万名あるが、内昭和35年度に選任された主任者が、1,868名、36年度に選任された主任者が1,851名となっている。とりあえずこの35年、36年度選任の主任者を、5月、6月及び秋に受講終了する予定で計画がすすめられている。講習要領は、業態別に、大阪市内東西南北地区別に数回に分けて行ない、一講習は午後3時間位の予定。講習内容は、改正点を主眼とした法令解説、保安知識をスライドを使用して講義、テキストは関係保安知識器機紹介など内容豊富なものが計画されている。

大 阪 府 主任者試験委員会 昭和42年度の大坂府主任者試験実施に関する実施計画、問題作製等について、4月13、14日の両日にわたり委員会が開かれた。

42年度の試験委員は次のとおり。▷赤井次郎（大阪市消防局長）▷星野誠作（貝塚市消防長）▷松本好彦（大阪府消防救助課長）▷渡部左三（大阪労働基準局安全課長）▷伏嶋弥三郎（大阪府立大学工学部教授）▷和田信明▷田藤四郎（山川薬品工業KK常務）▷田宮與策（大阪府危険物品協会連合会事務局長）▷大阪府民生部長

人事異動 退職 井上敏雄（民生部長）

堺 市 人事異動 堺市高石市消防本部では次の人事異動発令した。▷予防課長 司令長仲尾武雄（警備課長）▷総務課長 司令長岩井正道（予防課長）

編 集 後 記



▷ 安全衛生規則の危険物についての問合せが多いので、再度解説しました。危険物関係法令を遵守すれば、同規則も遵守されているということです。火を出さない道理は同じですもの。▷ 大阪市でもいよいよ主任者の再教養を実施。ダテにバッジをつけてもらいたくないということ。消火器の使い方一つ知らぬ主任者では、危険物の保安は任せられません。

▷ 本紙も160号を数えるにいたりました。危険物防火のアドバイサーとして、より充実した内容で受けられますよう皆様の御協力をお願いします。

一流メーカー品ばかりそろう ヤマト式消火器

能美式自動火災警報設備
サンヨー式誘導灯
斎田式避難器具

本社 大阪市北区空心町1-5 電(351)9651
大阪営業所 大阪市東成区大今里南之町 電(971)5636
堺営業所 堺市大浜北町2-62 電(2)3562
西野田営業所 大阪市福島区茶園町128 電(461)3163



真弓興業株式会社



いま話題の

ABC粉末消火器は

ヤマトが

開発しました！



ヤマト消火器株式会社

大阪・東京・福岡・北九州・尾道・名古屋・静岡・仙台・札幌・広島・富山